

文部科学省

Home > 教育 > 小・中・高校教育に関すること > 学校選択制等について > 公立小学校・中学校における学校選択制等についての事例集 > 学校選択制等就学校指定に係る制度の弾力化について

学校選択制等就学校指定に係る制度の弾力化について

1 就学校の指定の流れ

市町村教育委員会は、市町村内に小学校(中学校)が2校以上ある場合、就学予定者が就学すべき小学校(中学校)を指定することとされている。(学校教育法施行令第5条)

この際、多くの市町村教育委員会は、就学校の指定にあたり、あらかじめ通学区域を設定し、それに基づいて指定を行っている。

また、市町村教育委員会の判断により、この指定に先立ちあらかじめ保護者の意見を聴取することもできることとなっている(いわゆる学校選択制)。(同施行規則32条第1項)

指定された就学校について、保護者の意向や子どもの状況に合致しない場合等において、市町村教育委員会が相当と認めるときには、保護者の申立により、市町村内の他の学校に変更することができる。(学校教育法施行令第8条)

市町村教育委員会は、就学校を指定する通知において、この保護者の申立ができる旨を示すこととなる。(学校教育法施行規則第32条第2項)

さらに、住所を有する市町村以外の市町村の学校に就学させることも、両市町村間の協議を経て、受入れ校を設置する市町村教育委員会が承認した場合には可能である。(学校教育法施行令第9条)

2 学校選択制等に関するこれまでの主な提言等

平成8年12月に行政改革委員会から出された「規制緩和の推進に関する意見(第2次)―創意で造る新たな日本―」において、学校選択の弾力化について、

- ① 市町村教育委員会に対して、学校選択の弾力化の趣旨を徹底し、保護者の意向に対する十分な配慮や選択機会の拡大の重要性の周知を図ることにより、弾力化に向けて多様な工夫を行うよう指導すること、
- ② 市町村教育委員会の取組に役立てるため、学校選択の弾力化、調整区域の設定の拡大等の取組事例を継続的に収集し、情報の提供を行う

こと、

③ 保護者の意向を生かす一つの機会である学校指定の変更や区域外就学の仕組みについては、選択機会の拡大の観点から、現在、身体的理由、地理的要因、いじめの対応に限定されていると解釈されがちである「相当の理由」について、弾力的に取り扱えることを周知すべきであることについて提言がなされた。

また、平成12年12月の「教育改革国民会議報告－教育を変える17の提案－」においても、「通学区域の一層の弾力化を含め、学校選択の幅を広げる。」と提言されており、この提言を踏まえて文部科学省が策定した「21世紀教育新生プラン」においても、各教育委員会における取組の促進を掲げている。

さらに、平成13年12月に総合規制改革会議から出された「規制改革の推進に関する第1次答申」においては、保護者や児童生徒の希望に基づく就学校の選択を適切に促進する観点から、各市町村教育委員会の判断により学校選択制を導入できることや、導入した市町村にあっては、その手続きを明確にするとともに、就学校の変更要件や手続等について明確にすべきとの提言がなされている。

その後、平成17年6月に出された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」では、「学校選択制について、地域の実情に応じた導入を促進し、全国的な普及を図る。」との閣議決定がなされている。

3 これまでの文部科学省の取組

文部省(当時)では、平成8年12月の行政改革委員会からの提言を踏まえ、平成9年1月に「通学区域制度の弾力的運用について」を都道府県教育委員会を通じて全国の市町村教育委員会に通知し、教育上の影響等に留意しつつ、その弾力的運用を促している。通知のポイントは、

- ① 地域の実情に即し保護者の意向に十分配慮した多様な工夫を行うこと
- ② 就学校の変更や区域外就学を認める理由として、従来の理由に加え、児童生徒等の具体的な事情に即して相当と認めるときは、保護者の申立てにより、認めることができること
- ③ 通学区域制度の仕組について、広く周知すること及び就学相談の体制の充実を図ること

の3点である。

また、同年9月には、「通学区域制度の運用に関する事例集」を作成・配付することにより、市町村教育委員会が弾力的運用を検討する際の参考となるよう情報提供を行った。その後、この事例集については、平成12年7月に第2集を、平成14年3月には第3集を作成し、当時の先進的な取組の周知を図ってきた。

さらに、平成15年3月31日に学校教育法施行規則の一部改正を行い、①市町村教育委員会が就学すべき小学校又は中学校を指定するに当たって、あらかじめ保護者の意見を聴取することができることを明確化し、その場合、意見の聴取の手続きに関し必要な事項を市町村教育委員会が定め、公表するものとし、また、②市町村教育委員会が指定した就学校に対する保護者の申立に基づき、市町村教育委員会が就学校指定校を変更

する際の要件及び手続に関し、必要な事項を定め、公表するものとしたところである。

学校選択制等就学校指定に係る制度の弾力化に関する文部科学省のこれまでの取組

平成9年度	◆通学区域の弾力的運用について通知(平成9年度)通学区域制度の運用に当たっては、各市町村教育委員会において、地域の実情に即し、保護者の意向に十分配慮した多様な工夫を行うよう通知。
・平成9年度 ・平成12年度 (第2集) ・平成14年度 (第3集)	◆通学区域制度の運用に関する事例集を作成し、市町村教育委員会等に配付
平成14年度	◆学校教育法施行規則の一部を改正 ・就学校の指定の際、あらかじめ保護者の意見を聴取できること、その際の手続等を公表することを規定。 ・就学校の変更の際、その要件及び手続を明確化し公表するものとすることを規定。

4 現在の取組

平成17年12月21日に、規制改革・民間開放推進会議が「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」をとりまとめ、同月22日には、この答申のうち「具体的施策」について尊重する旨の閣議決定が行われている。具体的には、

(1) 学校選択制について、

- ① 好事例を集めた事例集を市町村教育委員会に配付する。
- ② これにあわせて、市町村教育委員会に対して学校選択制の導入の是非について児童生徒や保護者を含む地域住民の意向を十分に踏まえた検討を行うよう求める。

(2) 保護者が就学する学校の変更申立ができる現行制度について

- ③ 就学を指定する通知に変更の申立ができる旨を示すよう省令(学校教育法施行規則)で規定する。
- ④ 就学する学校の変更が相当と認められる具体的な場合を、予め明確にして公表するよう、いじめへの対応、通学の利便性、部活動等学校独自の活動等、国としても例示しつつ、市町村教育委員会に求める。

とされているところである。

これを受け、文部科学省では、本事例集を配付し、これにあわせて市町村教育委員会に対して学校選択制の導入の是非について児童生徒や保護者を含む地域住民の意向を十分に踏まえた検討を行うよう求めることとしたところである。

また、学校教育法施行規則を本年3月に改正し、市町村教育委員会が就学校を指定する通知において、その指定の変更についての保護者の申立ができる旨を示すものとした(p87参照)。さらに、当該省令の改正に係る施行通知において、上記閣議決定の趣旨に沿って、就学校の指定の変更が相当と認められる具体的な場合を予め明確にして公表するよう、市町村教育委員会に対して求めたところである。

5 学校選択制等に関する市町村の取組について

就学校指定に係る制度の運用については、地域の実情や保護者の意向等に即して、市町村の判断と責任において適切に行われるべきものである。

多数の市町村で導入されているいわゆる学校選択制については、保護者が学校により深い関心を持つこと、保護者の意向、選択、評価を通じて特色ある学校づくりを推進できることなどのメリットが指摘されている反面、学校の序列化や学校間格差が発生するおそれがあること、学校と地域とのつながりが希薄になるおそれがあることなどのデメリットも指摘されている。

このため、いわゆる学校選択制の導入については、地域の実情に応じたメリット、デメリットを十分検討の上、保護者の意向等に即して各教育委員会において適切に判断することが重要である。

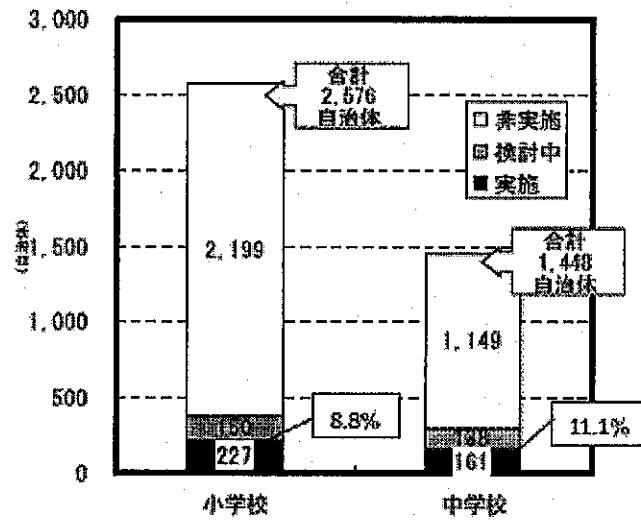
なお、最近の市町村の実施状況については、以下の調査結果を参照されたい。

【参考】

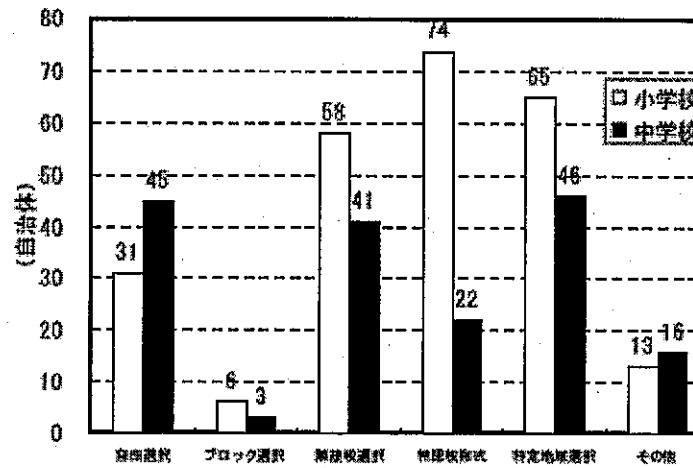
公立小学校・中学校における学校選択制の実施状況について調査結果

(平成16年11月1日現在)

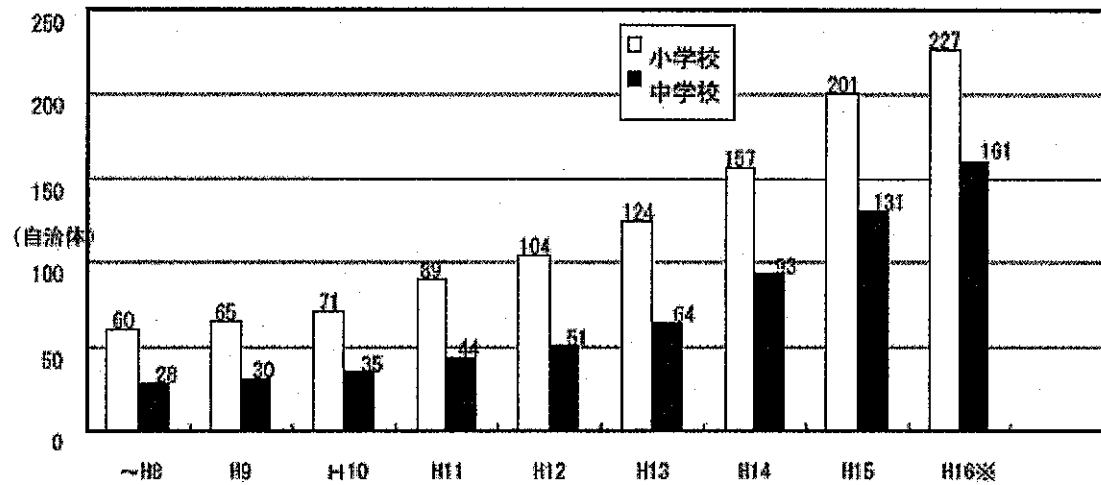
小・中学校における学校選択制の実施状況



小・中学校における学校選択制実施の形態（複数回答）



小・中学校における学校選択制の導入時期



※ 導入時期が不明なものは、便宜上平成16年度分に計上している。

※※ 調査当時、同一市町村内において小学校(中学校)が2校以上ある市町村が対象

文部科学省

Home > 教育 > 小・中・高校教育に関すること > 学校選択制等について > 公立小学校・中学校における学校選択制等についての事例集 > よくわかる用語解説

よくわかる用語解説

1 就学校の指定

市町村教育委員会は、市町村内に小学校(中学校)が2校以上ある場合、就学予定者が就学すべき小学校(中学校)を指定することとされている。(学校教育法施行令第5条)

2 通学区域

就学校の指定をする際の判断基準として、市町村教育委員会があらかじめ設定した区域をいう。

この「通学区域」については、法令上の定めはなく、就学校の指定が恣意的に行われたり、保護者にいたずらに不公平感を与えたりすることのないようにすることなどを目的として、道路や河川等の地理的状況、地域社会がつくられてきた長い歴史的経緯や住民感情等それぞれの地域の実態を踏まえ、各市町村教育委員会の判断に基づいて設定されている。

3 学校選択制

市町村教育委員会は、就学校を指定する場合に、就学すべき学校について、あらかじめ保護者の意見を聴取することができる。(学校教育法施行規則第32条第1項)この保護者の意見を踏まえて、市町村教育委員会が就学校を指定する場合を学校選択制という。便宜的に分類すると、主に以下のようなタイプがある。

自由選択制	当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの

隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの
特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

4 就学校の変更及び区域外就学

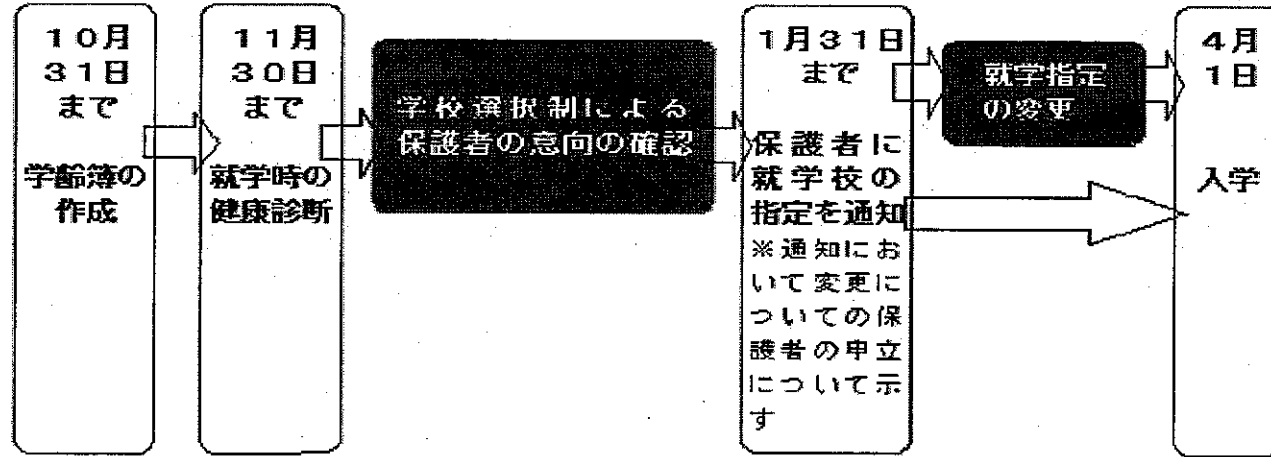
(1) 就学校の変更(学校教育法施行令第8条)

市町村教育委員会から指定された就学校が、保護者の意向や子どもの状況等に合致しない場合において、保護者の申立により、市町村教育委員会が相当と認めるときには、市町村内の他の学校に変更することができる。(学校教育法施行令第8条)

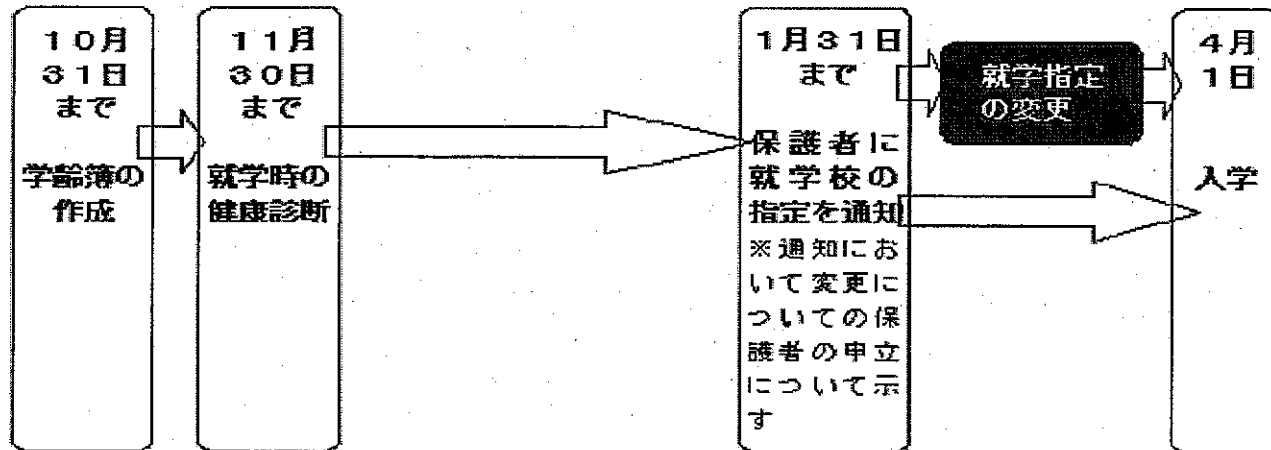
また、市町村教育委員会は、就学校を指定する通知において、この保護者の申立ができる旨を示すこととなっている。(学校教育法施行規則第32条第2項)

就学指定に係る市町村教育委員会の事務手続き

【学校選択制を導入している場合】

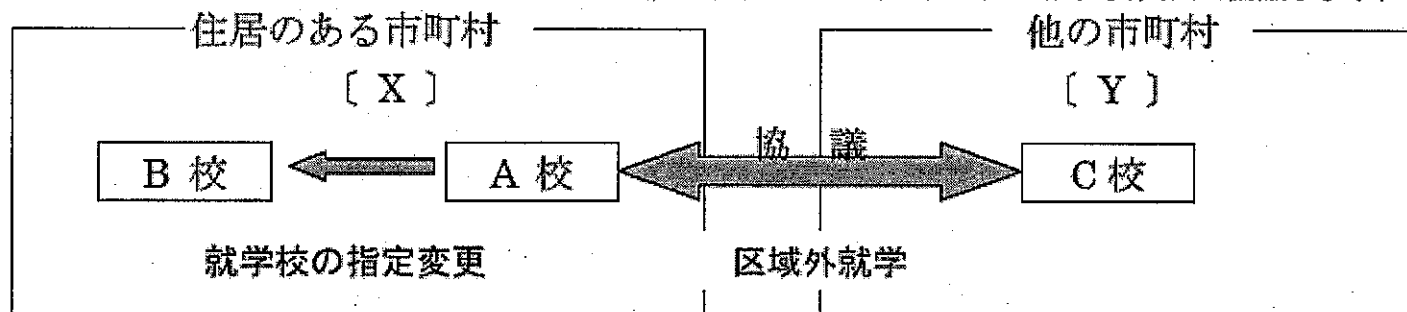


【学校選択制を導入していない場合】



(2) 区域外就学

一定の手続を経て、関係市町村教育委員会間の協議が整えば、他の市町村等の学校にも就学することができる。(学校教育法施行令第9条)
「区域外就学」の場合には、保護者はY市町村等の教育委員会の承諾をあらかじめ得た上で、地元のX市町村等の教育委員会に届け出る必要がある。その際、Y市町村等の教育委員会は、承諾をする前に、X市町村の教育委員会と協議しなければならない。



5 就学指導委員会

教育上特別な配慮が必要な児童・生徒については、就学校の指定に当たって、心身の故障の種類、程度等に関する慎重な判断が求められる。このため、市町村教育委員会には、就学指定について専門家による調査・審議を行う「就学指導委員会」を設置し、適正な就学手続きの実施を図ることが重要である。(学校教育法施行令第18条の2)

[前のページへ](#)

[次のページへ](#)

[ページの先頭へ](#) [文部科学省ホームページのトップへ](#)

文部科学省

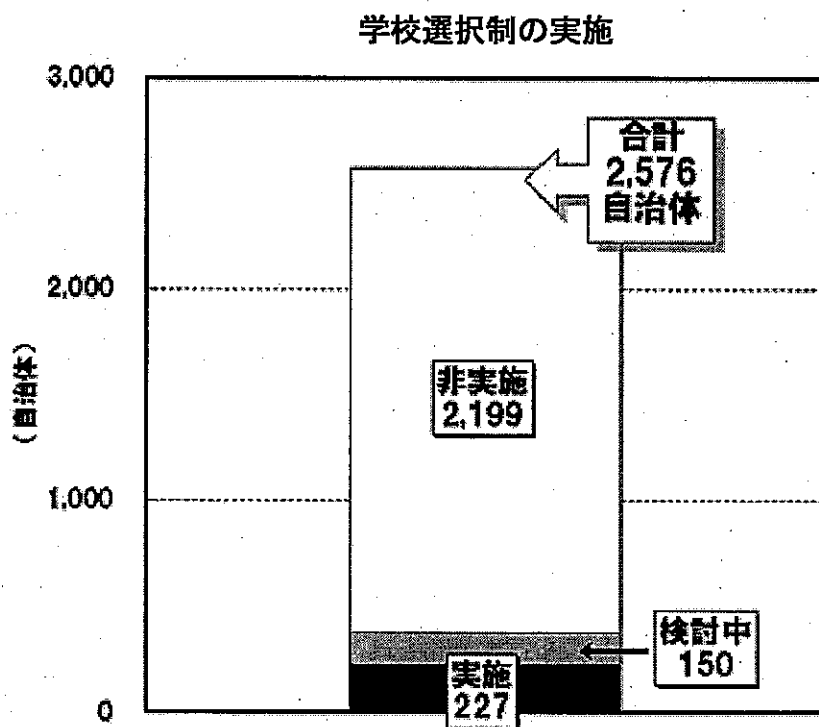
Home > お知らせ > 報道発表 > 分野別一覧(初等中等教育), 月別一覧(平成17年3月) > 小・中学校における学校選択制等の実施状況について(調査結果の概要) > 小学校入学時の学校選択制について

小学校入学時の学校選択制について

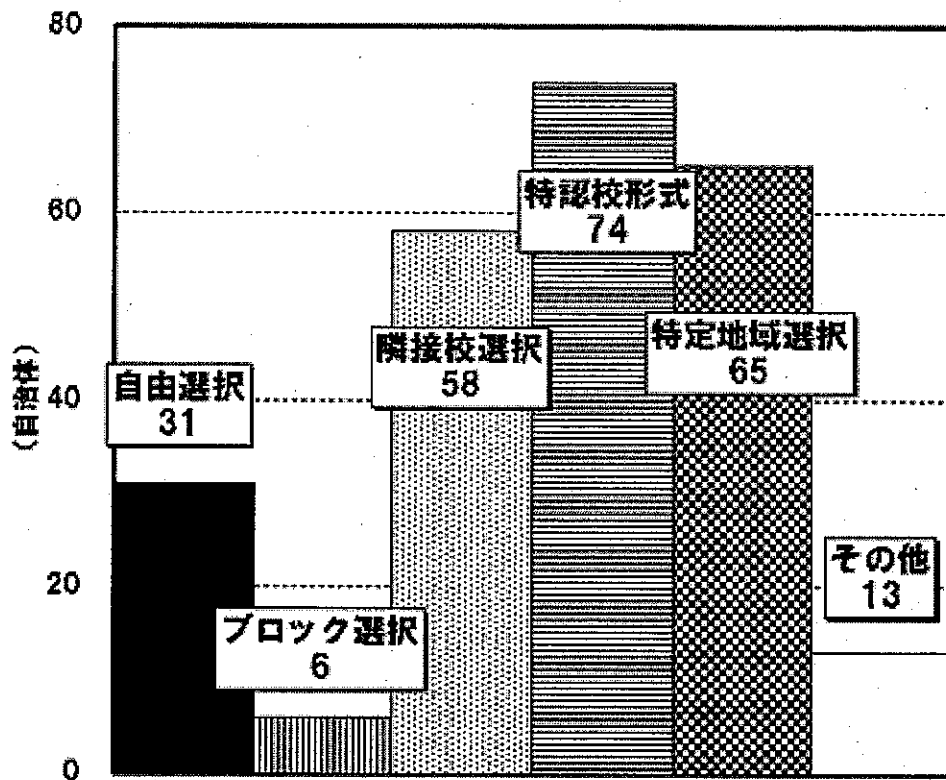
◆ 小学校段階で学校選択制を導入しているのは227自治体(8.8パーセント)。

- ・ そのうち、当該市町村内の全ての小学校から選択が可能な「自由選択制」を導入している自治体は31自治体。
- ・ 選択制の形態については、特定の学校について、通学区域に関係なく、域内のどこからでも就学を認める「特認校形式」が最も多く、74自治体。

◆ 実施を検討しているのは150自治体(5.8パーセント)。



学校選択制の形態(複数回答)



② [小学校入学時の学校選択制\(都道府県別、政令市を含む\)](#) (PDF:13KB)

③ [小学校入学時の学校選択制の導入時期\(累計\)](#) (PDF:11KB)

[ページの先頭へ](#) [文部科学省ホームページのトップへ](#)

文部科学省

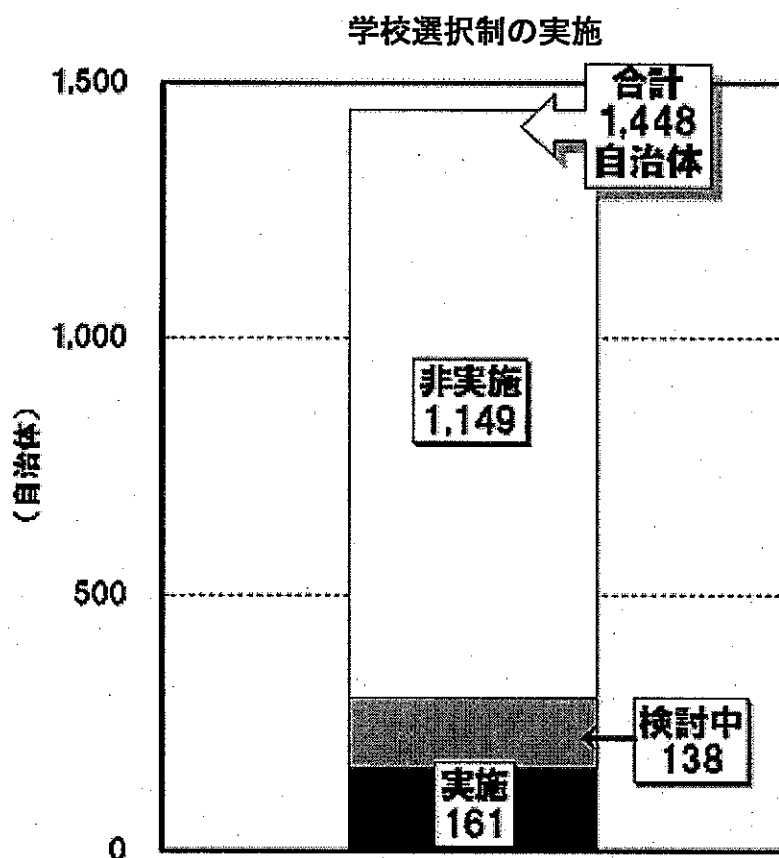
Home > お知らせ > 報道発表 > 分野別一覧(初等中等教育), 月別一覧(平成17年3月) > 小・中学校における学校選択制等の実施状況について(調査結果の概要) > 中学校入学時の学校選択制について

中学校入学時の学校選択制について

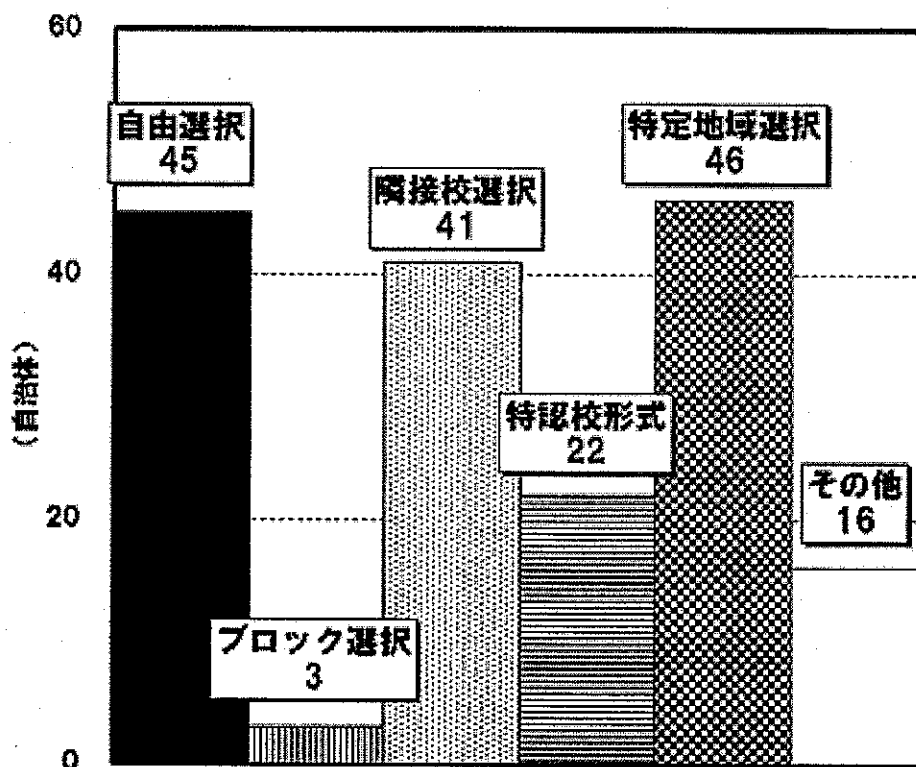
◆ 中学校段階で学校選択制を導入しているのは161自治体(11.1パーセント)。

- ・ そのうち、当該市町村内の全ての中学校から選択が可能な「自由選択制」を導入している自治体は45自治体。
- ・ 選択制の形態については、特定の地域に居住する者について、学校選択を認める特定地域形式が最も多く、46自治体。

◆ 実施を検討しているのは138自治体(9.5パーセント)。



学校選択制の形態(複数回答)



☑ [中学校入学時の学校選択制\(都道府県別、政令市を含む\)\(PDF:14KB\)](#)

☑ [中学校入学時の学校選択制の導入時期\(累計\)\(PDF:9KB\)](#)

[ページの先頭へ](#) [文部科学省ホームページのトップへ](#)

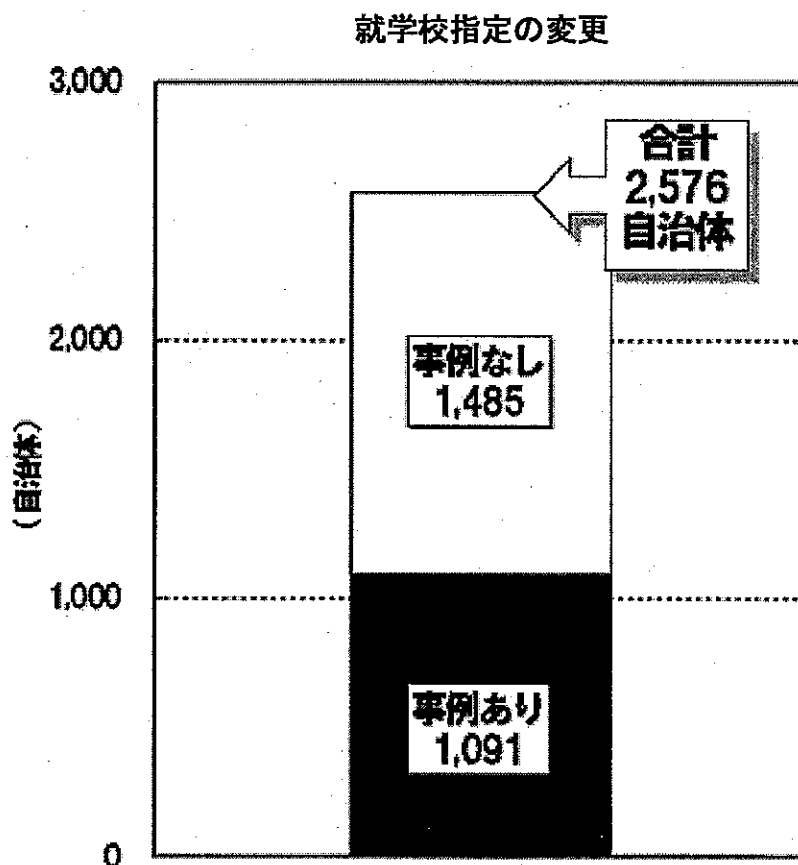
文部科学省

Home > お知らせ > 報道発表 > 分野別一覧(初等中等教育), 月別一覧(平成17年3月) > 小・中学校における学校選択制等の実施状況について(調査結果の概要) > 小学校入学時の就学校指定の変更について

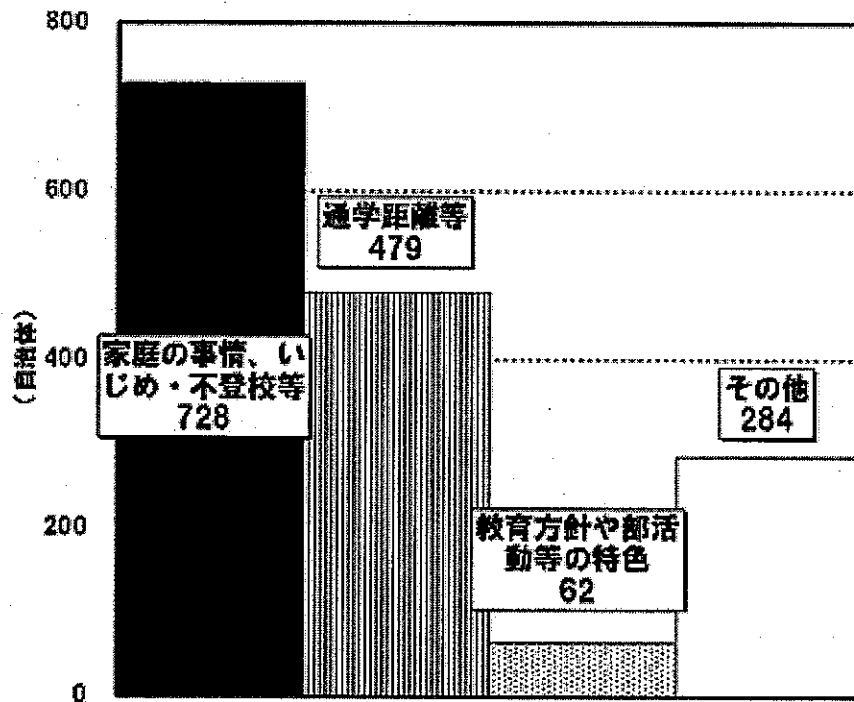
小学校入学時の就学校指定の変更について

◆ 小学校段階で就学すべき学校の指定の変更の事例があったのは1,091自治体(42.3パーセント)。

- ・ 就学すべき学校の指定の変更については、家庭の事情やいじめ・不登校等を理由とするものが最も多い(728自治体)。



就学校指定の変更の理由(複数回答)



ページの先頭へ 文部科学省ホームページのトップへ

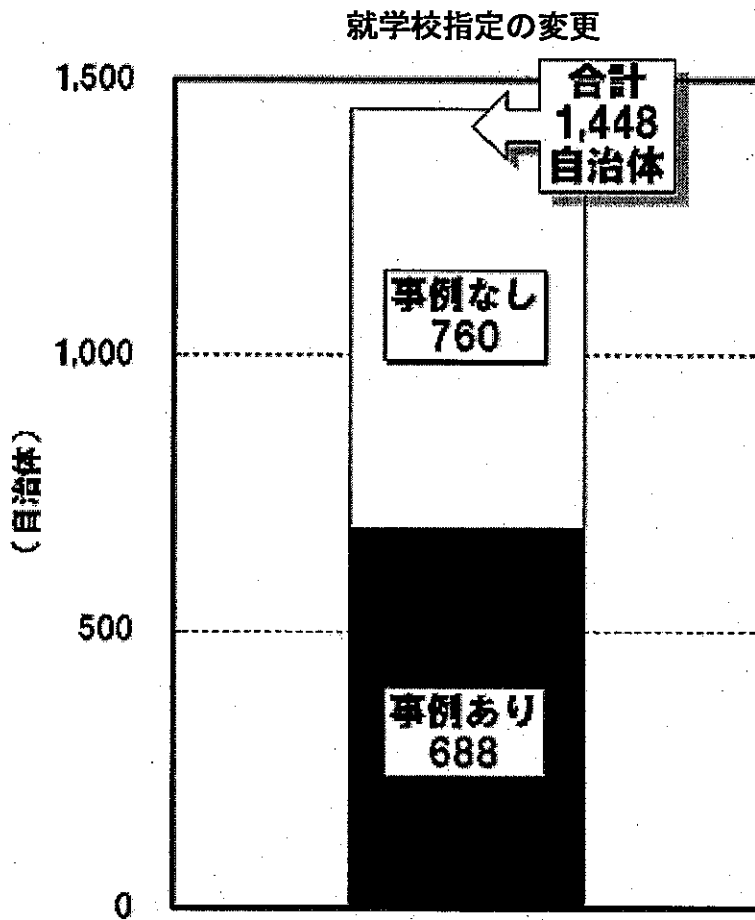
文部科学省

Home > お知らせ > 報道発表 > 分野別一覧(初等中等教育), 月別一覧(平成17年3月) > 小・中学校における学校選択制等の実施状況について(調査結果の概要) > 中学校入学時の就学校指定の変更について

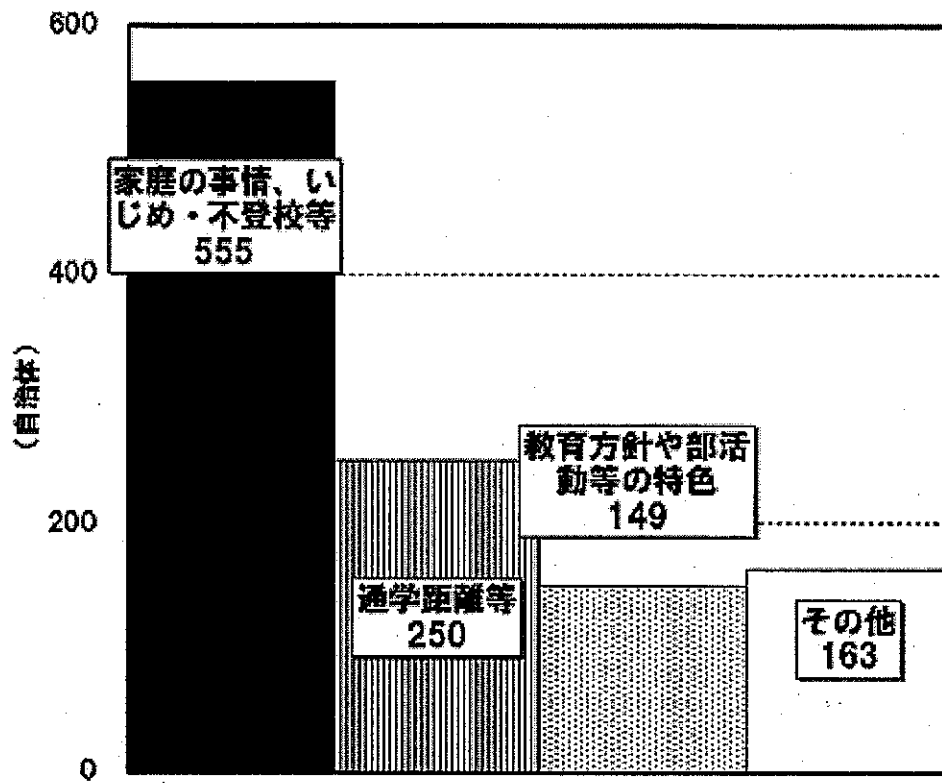
中学校入学時の就学校指定の変更について

◆ 中学校段階で就学すべき学校の指定の変更の事例があったのは688自治体(47.5パーセント)。

- ・ 就学すべき学校の指定の変更については、家庭の事情やいじめ・不登校等を理由とするものが最も多い(555自治体)。



就学校指定の変更の理由(複数回答)



[ページの先頭へ](#) [文部科学省ホームページのトップへ](#)

文部科学省

Home > 政策関連情報 > 審議会情報 > 調査研究協力者会議等 > 教育バウチャーに関する研究会 > 教育バウチャーに関する検討状況について > 1. 主な論点及び意見

1. 主な論点及び意見

(1) はじめに

我が国における教育バウチャー制度の導入の可能性等について研究・検討を行うため、平成17年10月に発足した「教育バウチャー研究会」において、これまでに計5回の研究会を開催し、研究・検討を行ってきた。

このたび、当研究会におけるこれまでの研究・検討の成果として、諸外国で実施された教育バウチャーの導入の背景から制度の効果・影響等について、主な論点及び意見としてとりまとめた。

その詳細については次頁以降のとおりであるが、当研究会においては、諸外国の調査がまだまだ十分ではない部分もあることから、教育バウチャー制度について、我が国の社会の実態や関連の教育制度等を踏まえ、その意義・問題点の分析等様々な観点から、今後更に積極的な研究・検討を行い、今年度中に結論を得ることとする。

(2) 総括

① 諸外国の事例調査

諸外国の教育バウチャー制度の様々な事例及び研究成果等については、文献調査や現地調査による実態調査を行った。

主な調査事項として、ⅰ)各国の実施状況、ⅱ)それぞれの導入の経緯及び運営状況、ⅲ)導入後の評価、ⅳ)教育行財政制度などについて調査を行った。

○諸外国の教育バウチャー制度の調査では、それぞれの国の制度の導入背景が様々であり、教育バウチャー制度そのものの捉え方が一様ではないことが分かった。また、諸外国の中には、バウチャー制度を一度導入しながら、後に廃止した国もあるほか、導入後の効果の検証が必ずしも十分になされていない例も多かった。

○さらに、アメリカ等における教育バウチャーは、国内の状況を踏まえつつ、学校評価、学校裁量の拡大、教員の質の向上等の様々な教育改革が進められる中の一つの試みとして実施された経緯があることが分かった。

○諸外国の義務教育段階の教育行財政制度における公費配分のあり方についての調査では、ほとんどの国において、単に児童生徒数のみに基づいて配分を行っているのではなく、文化的・地理的な要素など様々な要素を考慮した配分を行っていることが報告された。

②今後の検討の方向性

- 多様かつ公平な教育機会の提供、学校における教育指導や児童生徒の学習の改善充実を図るための教育の在り方を検討することは重要であるが、同時に、教育の機会均等・教育水準の確保を基本として教育全体の質の向上のための様々な教育改革の施策を推進することが重要である。
- 教育の質の向上のため、諸外国と同様、我が国においてもコミュニティ・スクールの普及などを通じた地域住民や保護者の学校運営の参画促進、地域の実情に応じた学校選択制導入の推進、学校評価や情報公開を通じた学校運営の改善、全国的な学力調査の実施に向けた教育改革のための取組を進めるなど、様々な施策が進められようとしている。
- 我が国においても様々な教育改革が進められている中で、教育バウチャー制度の導入がどのような意義・問題点を持つのか、さらに諸外国の事例調査を整理しつつ、我が国の社会の実態や関連の教育改革の方向性を踏まえた研究・検討を行うこととする。

(3) 主な論点及び意見

論点1. 諸外国と我が国の状況等の比較・整理

【主な論点】

- 諸外国においては、教育バウチャー制度そのものの捉え方が一様ではない上、その実施例も極めて少なく(米国ではミルウォーキー市、クリーブランド市など6地域のみ、英国では97年に保育バウチャーを廃止決定等)、教育上の成果についても十分に検証されていない。
- イギリス、オランダにおける全児童生徒に対する公費配分は、過疎地、障害児に対する特別支援教育にかかる経費等の児童生徒数以外の要素も考慮されており、また、これらについて、当該国では、バウチャーであると捉えてはいない。
- パブリックスクールに代表されるイギリスの私立学校には、国からの公費補助が無い。(ただし、国の定めた教育課程に従う必要もなく、入学者も選抜できる。他方、国からの公費補助のある公営私立学校は、国の教育課程の下で教育を行う義務があり、学力により入学者を選抜することはできない。)
- 教育水準向上の成果は、諸外国における教育改革のための様々な施策を導入した成果であって、資金配分方法との因果関係については、さらなる検証を要する。
- 児童生徒数が決まった上で、標準法により必要な学級数・職員数を算出し、公費を配分している日本と同様、イギリスにおいても「学校単位」「教員単位」「LEA単位」の積算を行い、学校に公費を配分しているので、イギリスの公費配分方式をバウチャーとは整理できないのではないか。
- 諸外国において、バウチャー制度の導入によって、障害者やマイノリティの子ども達等がどのような影響を受けたのか等について、整理する必要がある。

○アメリカでは、特定層の一部に対して、一部地域において限定的にバウチャーを導入していることや、チリ、ニュージーランドの例では、ソーティング(階層化)がおこる可能性や、教育成果が向上したことについて、十分な検証がなされていないことなどから、我が国において、全児童生徒に対してバウチャー制度を導入する意義が明らかになっていないとは言えないのではないか。

○教育行財政制度や歴史・文化・社会的背景等は、各国で大きく異なり、教育バウチャー導入の検討にあたっては、我が国独自の教育行財政制度の根幹にかかわる事柄であるため、我が国の背景等を踏まえた慎重な検討が必要である。

<主な意見>

I. 諸外国の状況

【全体】

- ◆アメリカの経済的負担軽減等を目的した補助などの特定層を対象としたものと、イギリス等における全児童生徒数を考慮した補助金配分という、2つの異なる側面からバウチャーの定義が論じられており、バウチャーの概念自体が曖昧で、その定義ははっきりしていない。
- ◆専門家の見解によると、チリ、ニュージーランドの例を参考にすると、全国的なバウチャーの導入によって、ソーティング(階層化)が起こる可能性があるとされている。
- ◆諸外国の例からすると、全国的なバウチャーの導入によって、教育成果が向上したという十分な検証がされているとは言えない。

【アメリカ】

- ◆ごく一部の地域で教育バウチャーが導入されているが、導入した地域においては、低所得者と高所得者の間に極めて大きな格差が存在し、所得格差が教育格差につながっているという明確な問題意識が背景となり、格差是正目的のバウチャーを導入するに至った。
- ◆アメリカで実施されているバウチャーは、低所得者等を救済する意味合いが強く、フリードマンの提唱していたような、全生徒を対象にしたバウチャーを通じて教育に競争原理を持ち込むなどといったものとは性格が異なり、格差是正目的のものである。
- ◆宗教系の学校に補助をしてはならないという憲法上の制約を回避するための一つ的手段として、バウチャーを導入したという経緯もある。
- ◆アメリカにおいても結局、バウチャーの全国的な導入には至っていない。これは、政教分離に違反するのではないかという議論もあり、中には地方裁において違憲判決もあった。
- ◆バウチャーの考え方が提唱されたとされるアメリカですら、バウチャーの効果については、賛否両論様々である。

【イギリス】

- ◆歴史的に教会のイニシアチブに設置が由来され、公費によって維持されている「公営私立学校」も、現状に着目すれば公立学校と考えた方がよい。

- ◆イギリス、は教会との関係から、公営私立の学校に公的資金を配分してきたという歴史的背景があるが、私立との競争などを目的として導入したものではなく、これをもってバウチャーということではできないのではないかと。
- ◆パブリックスクールに代表される私立学校には公費補助が無い代わりに、国の定めた教育課程に従う必要も無いし、入学者も選抜できることになっている。
- ◆児童生徒単価は積算の出発点であり、児童生徒数が減少したとしても、学校の運営に最低限必要な人件費や運営費を確保するため、さまざまな補正がなされた後、前年度の予算をベースに配分がされている。
- ◆児童生徒数が決まった上で、標準法により必要な学級数・職員数を算出し、公費を配分している日本と同様、イギリスにおいても「学校単位」「教員単位」「LEA単位」の積算を行い、学校に公費を配分している。
- ◆教育水準向上の成果は、教育費の総額を増やした上で、全国テストや学校評価等の施策を導入した成果であって、資金配分方法との因果関係については、さらなる検証を要する。

【オランダ】

- ◆宗教的自由に基づく学校選択を保障するという目的から、公営私立学校にも公的補助をしてきたという背景がある。

【スウェーデン】

- ◆学校選択の方法は各コミュニティにより様々。ナッカ市のような児童生徒に応じて公費を配分し、その用途を完全に学校にゆだねているのは、290あるコミュニティのうち10コミュニティほどである(その他のコミュニティの実態の詳細は不明。)

【チリ】

- ◆専門家の指摘によると、チリにおいては、バウチャー導入の結果、公立学校から私立学校に生徒が移行し、私立校に移行した子どもの学業成績の向上が一部みられたものの、ソーティング(階層化)による格差の拡大がみられた(注)との報告がなされている。
(注) Hsieh, Chang-Tai and Miguel Urquiola, When Schools Compete, How Do They Compete? – An Assessment of Chile’s School Voucher Program, 2003.

II. 我が国との比較

- ◆我が国の教育行財政制度や文化・歴史・社会的背景等は、諸外国のものとは異なっている。諸外国においては、発券型のバウチャーもあれば、児童生徒数を考慮した公費配分を行う国もあり様々であるが、諸外国のバウチャー制度を機械的に導入することは適切ではなく、我が国においては、教育の機会均等・公平性・水準の確保を基本として、教育改革のための施策全体を進めることが重要であると考えられる。

論点2. バウチャーの趣旨・目的、定義・形態

【主な論点】

- 教育バウチャーの定義等については、諸外国においても我が国においても、論者によって一様ではない。
- 教育バウチャーの定義・形態は以下のように様々であるが、当研究会として、教育バウチャーをどのように整理すべきか。
 - ・狭義のバウチャー(発券による給付)
 - ・広義のバウチャー(個人を基準として支給される使途・譲渡制限のある補助金・給付金)
 - ・経済的負担軽減等のための特定の目的のために実施されるバウチャー
- 競争原理の導入と学校選択の自由という導入目的の観点からバウチャーの定義を議論すべきではないか。
- イギリス、オランダにおいては、児童生徒数に応じて学校に配分される公費配分制度があるが、これを教育バウチャーとは認識していない。また、児童生徒数以外の様々な要素を考慮している。その実態については、引き続き調査が必要である。

〈主な意見〉

- ◆元々、フリードマンが提唱していたバウチャーも理念的で曖昧なところが多かった。
- ◆バウチャーは教育政策全体のうちのごく一部の非常に狭い概念である。
- ◆特定の目的のために実施されるバウチャーと、そのような方式を一般にまで広げた(全国的に広げた)バウチャーを分けて考えた方がよい。
- ◆特定層に対するバウチャーと児童生徒の全体を対象とするバウチャーとを2つに分けて定義づけるのは、一つのものを部分的に見るか全体で見るとかという視点に過ぎないため、難しいのではないか。
- ◆仮にバウチャーを定義づけるとするのであれば、競争原理の導入と選択の自由という2つの観点を考慮することが重要。
- ◆そもそもは一律に配分するのがバウチャーである。所得格差を考慮して一人当たりの金額が変化するようなものは、バウチャーと呼べるかどうかかわからない。
- ◆バウチャーはどこで、誰に対して実施するのかというコンテキストによって、かなり効果が変わってくる。
- ◆バウチャーの額を上げ過ぎると、私立学校が授業料を引き上げるといったモラルハザードが生じるかもしれない。

論点3. 基本的考え方の整理

【主な論点】

- 我が国における教育バウチャー導入の可否等の検討においては、教育の質向上、教育の機会均等・公平性・水準の確保の観点から、我が

国全体の教育行財政制度を踏まえた議論を行う必要がある。

- 我が国の公立義務教育段階では、児童生徒数を基にして、学校運営に最低限必要な教職員等に係る経費を算出し、公費配分が行われているが、児童生徒数のみに応じて全国的に配分を行う教育バウチャーの導入が妥当かどうかは、我が国の教育行財政制度等を踏まえた慎重な検討が必要である。
- バウチャーを導入した場合に想定される、学校の序列化や格差の拡大、全国的な学校選択の際に生じる風評の影響、通学の安全の問題、情報アクセスの格差の問題、中長期的な学校経営の安定性の問題等についても考慮しつつ、慎重に検討をする必要がある。
- 学校選択制の導入については、各地域の実情に応じて、各地域で決定すべきではないか。
- 諸外国における教育の質の向上のための施策はバウチャー以外の様々な取組の成果であり、教育バウチャー導入だけを取り出して効果を図るのは適当ではない。

<主な意見>

- ◆教育の機会均等・公平性・水準の確保を基本として、教育政策全体を進めることが重要である。バウチャーの議論は、教育制度の根幹に関わる問題であり、慎重に検討しなければならない。
- ◆教育の分野においても、消費者の選択の自由が最大限尊重されるべきであるが、義務教育の特殊性に対しては注意を払う必要がある。
- ◆我が国に全国的なバウチャーを導入するというのは、少々乱暴な話ではないか。チリやニュージーランドではソーティングが起こったという報告もあり、また、平均的な学力向上も認められなかったという報告もあったため、あまり望ましい結果にならない可能性がある。
- ◆義務教育のように、全ての人が受けなければならないような分野では、バウチャー導入の意義は少ないのではないか。職業訓練等、義務教育以外の対象者が不特定多数である分野であれば、バウチャーのメリットがあるかもしれない。
- ◆学校を選択できることは良いことだが、選択を強制することについては疑問がある。各地方の実情に応じて、地方が決定すべきではないか。
- ◆教育の質の向上のためには、学校評価や情報公開などバウチャー以外の様々な有効な手段が考えられる中で、バウチャーのみが、その効果を期待できる唯一の方法ではないのではないか。

論点4. 我が国におけるバウチャー制度導入の具体的課題

【主な論点】

- 学習者にとっての多様な教育機会の選択肢拡大などの観点は重要であるが、同時に、教育の機会均等・教育水準の確保を基本として踏まえつつ、教育全体の質の向上のための様々な教育改革の施策を推進すること等が重要。
- 全国的な児童生徒数に応じて配分するバウチャーの導入は難しいが、諸外国のように経済的負担軽減策など特定目的のために配分する

バウチャーを検討することが考えられるのではないか。

○各学校段階別における基本的な考え方の整理が必要。

○就学前教育におけるバウチャー導入については、検討する余地があるのではないか。

○専門分野に特化した職業訓練等、個別分野については、バウチャー導入について検討することも考えられるのではないか。

○教育費を配分する国、地方公共団体の役割や私学制度の趣旨、その他様々な要素を踏まえつつ、公平なバウチャー価格を設定するのは、現実的には相当困難である。

○教育バウチャーを導入した場合、各学校で児童生徒の増減などがあるたびに、教育費の過不足が生じ、計画的な整備ができなくなることから、財政上の無駄が生じて、大幅な財政負担増となるのではないか。いずれにせよ、バウチャー導入に係るコストについては、さらに分析が必要。

<主な意見>

◆諸外国の事例を参考に、現時点で、仮に当研究会として諸外国の教育バウチャーを大別すると、

A:教育利用券の発券によるバウチャー、

B:(発券を伴わないが)全児童生徒数を考慮して公費配分を行うもの、

C:経済的負担軽減等のための特定の目的のためのバウチャー

など、3つの類型に分けて考えられる。

多様な教育の機会均等や学習者の選択肢拡大などの観点は重要であるが、同時に、教育の機会均等・教育水準の確保を基本として踏まえつつ、教育全体の質の向上のための様々な教育改革の施策を推進すること等が重要。

このような観点から、A及びBを導入した場合、導入に伴う負担増やその効果・意義が不明確であるが、Cの一部特定目的のためのバウチャーは検討に値するのではないか。

◆幼稚園の現行制度の中であればバウチャーを検討することは考えられるのではないか。

◆義務教育においては、教育の機会均等・公平性・水準の確保を基本として教育政策を進めることが重要であり、バウチャーを導入することが適切であるとは言えないのではないか。職業訓練等、義務教育以外の対象者が不特定多数である分野であれば、バウチャーのメリットがあるかもしれない(再掲)。

◆専門分野に特化した教育(音楽教育等)や職業訓練など、特定のものであれば、バウチャーの導入を検討できるかもしれない。

◆競争ではなく、現在行われている経済的負担軽減の措置のように手当として教育バウチャーを検討することは意味があるのではないか。

◆高等教育段階においては、奨学制度などを含む多様なファンディングシステムについて検討の余地があるだろう。

- ◆バウチャーを導入する際のコストを考えた場合、バウチャーの額や、整備のための諸経費のほか、スクールバスの運賃等の通学費についても考慮する必要があるため、非常に複雑である。
- ◆政策的な誘導の手段としてバウチャーを実施するのであれば、コストの半額以上の額のバウチャーを支給するなどしなければ効果は薄く、少額のバウチャーではあまり効果が無いかもしれない。
- ◆全国的にバウチャーを導入するとなると、国がいくら払うのか、地方がいくら払うのか、その割合はどのくらいか、地方差はどれくらい考慮するのか、など、相当考慮しなければならない事項があり、現実的には、公平なバウチャー価格を設定するのは不可能。

[次のページへ](#)

[ページの先頭へ](#) [文部科学省ホームページのトップへ](#)